

令和4年度

事業計画書

公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協力会

I 事業運営方針

公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協力は、京都府の中央に位置する立地条件や広大な敷地の中の自然環境を活かし、府民や地域住民が交流を図る場を提供することにより、当法人の理想である魅力的な「にぎわいのある公園」づくりを目指すとともに地元行政、関連団体と連携して地域振興にも寄与するため、下記の方針に基づき、スポーツ振興事業、自然文化推進事業及び自然文化・スポーツ推進支援事業を積極的に展開していく。

- (1) 「府民の体育・スポーツの振興」 ……京都トレーニングセンターを中心とした施設の利活用
- (2) 「健康づくりの場として活用」 ……府民の健康・スポーツの場としての活用推進
- (3) 「魅力的な花や緑の公園づくり」 ……自然を活かした触れあいの機会の提供
- (4) 「観光拠点としての利用促進」 ……周辺市町や道の駅など各観光施設との連携した地域の活性化
- (5) 「地域と連携した賑わいづくり」 ……周辺施設や関連団体との連携強化
- (6) 「子育て世代に優しい公園づくり」 ……安心して過ごせる施設整備と企画立案
- (7) 広報活動の充実」 ……利用促進策の推進

令和2年度につづき令和3年度も、新型コロナウイルス感染症拡大により施設利用は多大な影響を受けた。これからは、府民サービスの充実を図ることはもとより、新しい生活様式や各種ガイドラインを参考にして、より一層利用者が安心して安全に過ごすことができるよう公園管理を推進していく。

第5期目指定管理業務の1年目となる本年度は、提案した5年間の事業計画事項について即実施可能な事業から取り組みを開始し先を見据えた準備を着々と進めていく。

特に、自然豊かな緑を活用しながら季節毎で楽しめる自然エリアの計画を進めていく。

方針には新たに「子育て世代に優しい公園づくり」を方針に掲げている。子どものみならず、身体の不自由な方や高齢者も安心・便利で快適な施設や園内で健康増進など広く利活用いただけるよう施設整備や周知を行う。

また、京都トレーニングセンターのさらなる有効活用を図ることによりスポーツ振興、地域振興に努める。

令和3年度は、南区域わくわくアスレチックパークリニューアル、陸上競技場の2種継続検定、砂入り人工芝コート人工芝張替工事（4、5、6、9、10、15、16番コート）が完了した。

令和4年度は、管理棟前の橋梁修繕、供用開始後5年が経過した宿泊棟ならびにトレーニング棟の計画的な修繕を予定している。

地域の中核施設として一層地域の活性化に努力し、公益財団法人として公益性を維持しながらコスト削減や新たな事業の取り組みを実施し自主財源の確保に取り組む。

II 事業内容

公益事業

(一) スポーツ振興事業

施設の有効活用を図りながら、府民がスポーツを観たり、スポーツに触れたりする機会を創出し、スポーツを始めるきっかけづくりを行い、スポーツを通じて地域の交流を促進することを目指す。

スポーツ教室 夜間照明施設を活用した教室を開催し、昼間の利用が困難な方への参加を促す。子育て世代の方に無料の保育ルームを設置することで安心してスポーツが出来る環境を提供する。

スポーツ振興レクリエーションの普及

子どもたちから高齢者、障がい者まで多様な方々を対象とし、スポーツを楽しむ機会をつくるとともに、参加者の親睦を深め地域交流の活性化を図る。

スポーツ支援事業 京都トレーニングセンターでは、医科学的なトレーニングによりアスリートの体力、競技力向上を図るとともに、選手間・指導者間の交流を促進し、指導力向上に貢献する。

(二) 自然文化推進事業

自然やまちの文化に親しみながら公園を楽しんでいただくとともに、心豊かで質の高いライフスタイルの確立を目指す。花や緑にふれあうさまざまな環境学習の機会を提供する。

また、当公園の中だけにとどまらず、公園を拠点にした周囲、京丹波の自然や里山に関心を持っていただくことで地域の振興や活性化にも寄与する。年間を通じ協力会主催のイベントのみならず、他団体（地元行政をはじめ団体や学校、周辺施設等）とのコラボイベントや持込イベントなどの日程調整を行い、来園される方が“いつ来ても楽しい賑わいのある公園”と感じていただける多彩なイベントを積極的に行う。

(三) 自然文化・スポーツ振興支援事業

スポーツ振興事業及び自然文化推進事業を実施するため京都府から指定管理者とし

て受けた施設の適切な管理運営を行う。府民に施設の貸与を行うことを通じて、豊かな「スポーツライフ」及び自然文化と親しむライフスタイルを確立する機会の提供を行う。

収益事業

(一) 収1事業

給食業務事業、レストラン・売店等業務事業、請負業務事業

京都トレーニングセンターの宿泊棟は300名収容可能（現在、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から定員を2割減少させ運営中）であり、スポーツ合宿をはじめ、京都中部地域の観光拠点と位置付け、京都府内外からの一般利用者や観光客の宿泊も受け入れ利用促進を目指す。感染症対策については、ガイドラインを参考にし、全テーブルにアクリル板設置、食後のテーブル消毒のほか入室人数制限、入室前手洗の励行などを実施しています。

令和3年度から実施している園地内指定場所での外部業者によるキッチンカー等での飲食物の販売サービスを継続拡大していく。また、新たに園地内での養蜂事業を（一社）日本ミード協会をパートナー企業として一緒に進めていく。

(二) 収2事業

プール管理運営、パターゴルフ場の管理運営、施設の貸与

当法人の公益目的に合致しないレジャーや観光目的での利用を収益事業として行い、利用促進を図ることで安定した経営基盤の推進に努める。スポーツをする子どもたちのみならず、一般企業の宿泊研修の場としても利用促進できるよう力を入れていく。

令和3年度より整備している初心者も安全で、安心して家族でも楽しめるデイキャンプの出来るエリアを拡大し貸し出すことで、公園の利用促進有効活用と昼間のBBQの利用促進を図る。

事業内容一覧

事業名		開催時期	内容	目標値 (単位：名)	目標値 (単位：千円)	備考欄	
公益事業	(一) スポーツ振興事業	1) スポーツ教室	レディーススポーツデー	学校等長期休業期間及びテニス教室期間を除く毎週水曜日の午前	リズム体操、ストレッチ、軽スポーツなど ※保育ルーム設置	875名	262
		テニス教室(昼間)	1期：5月～6月の毎週水曜日の午後	初心者、初級者向けコース	60名	420	
		テニス教室(夜間)	2期：10月～12月同上 1期：5月～7月の毎週月曜日 2期：9月～10月同上		20名		
		京都サンガF.C親子サッカー教室	秋季開催予定(調整中)	京都サンガF.Cコーチによる指導	80名	40	
		太極拳教室	毎月第2、第4金曜日の午後	初心者対象	220名	110	
		エンジョイテニス(昼間)	学校等長期休業期間及びテニス教室期間を除く毎週水曜日の午後	教室終了者や経験者が気軽にテニスを楽しめる	300名	182	
		エンジョイテニス(夜間)	1月を除く毎月第1、第3月曜日		220名		
		ツリークライミング教室	5月、9月、11月	ロープを使って木に登る	140名	200	
		ノルディックウォーキング教室		ポールを使用して園内を歩き、四季の彩りを感じながらのウォーキング教室	40名	6	
		ウォーキングサッカー/ライフキネティック体験	10～11月	ユニバーサルスポーツと運動を用いた脳トレーニング	30名	15	
	2) スポーツ振興レクリエーションの普及	テニス大会	4月、7月、10月	男女別ダブルス	330名	330	
		マスターズテニス大会	9月	男子60歳以上、女子50歳以上の男女別ダブルス	110名	110	
		グラウンド・ゴルフ大会	5月、6月、9月、11月、3月	6ラウンドによるストロークプレー	1,750名	2625	
		ゲートボール大会	6月、10月	予選リーグ戦のあと決勝トーナメント	150名	165	
		ソフトバレーボール大会	12月	1チーム男子2名・女子2名で編成	128名	64	
		クロスカントリー大会	2月第3土曜日	3km、1.5km、ウォーキング	300名	150	
		グラウンド・ゴルフのつどい	学校等長期休業期間を除く毎週金曜の午前		1,560名	468	
		全京都車いす駅伝競走大会	9月	協力団体として大会をサポート			

事業名		開催時期	内容	目標値 (単位：名)	目標値 (単位：千円)	備考欄		
		京都丹波ロードレース大会	11月	公園発着で起伏に富んだ自然豊かな京丹波路を満喫できる約 3500 名が参加するハーフマラソン大会	3,500 名			
		障がい者スポーツのつどい	8月を除く毎月第2火曜日の午後	卓球バレー、ボッチャ、室内グラウンド・ゴルフ、フライングディスクなど	165 名		京都府受託事業	
		障がい者スポーツ交流大会	6月	・卓球バレーの部 予選リーグ戦のあと決勝トーナメント ・フライングディスクの部 アキュラシー、ディスタンス	100 名		京都府受託事業	
	3) スポーツ支援事業		通年	・スポーツを体験してみたい子どもたちに選択の機会を提供 ・団員増加や交流を行う拠点として取り組めるよう活動を支援				
		運動能力向上スクール	4~7月(週1)	・子供向けに、運動に関する潜在能力開花の“きっかけ”となるよう「走る」「投げる」「跳ぶ」という基本的動作向上を目的とする教室	10 名	40	4,000 円/月	
		トレーニング指導	通年	・医科学的なトレーニングによりアスリートの体力、競技力向上を図る ・選手間・指導者間の交流を促進し、指導力向上に貢献	12,000 名			
	(二) 自然文化推進事業	1) 文化教室	キノコ教室	10月	園内に自生するキノコを採取し毒キノコの見分け方を学ぶ	50 名	20	
			天文教室	4月、6月、8月、10月、12月	月・星座観望など	150 名	45	
			木工教室	7月	ミニ椅子づくり	25 名	30	
			天体望遠鏡作り教室	8月	天体望遠鏡づくり	25 名	75	
キッズ天文教室+太陽観測			8月	小学低学年以下対象の天文	20 名	6		
しめ縄教室			12月	しめ縄づくり	25 名	32		
JAXA 事業やプロジェクトに関する講話				宇宙航空研究開発機構 (JAXA) の事業やプロジェクトに関する講話	70 名	35		
ガーデニング教室			5月、7月、11月	季節の花の寄せ植え	90 名	225		

事業名		開催時期	内容	目標値 (単位：名)	目標値 (単位：千円)	備考欄	
	2) 自然体験	あっぱれたんぼ	5月～9月	たんぼをキャンパスに見立て、種類の異なった稲で絵を描くたんぼアート	300名		イベント参加
		タケノコ掘り／山菜採り	4月、5月	園地内で自生する山菜などを採取体験			
		黒豆、サツマイモの収穫体験及び販売	6月～10月、11月	公園に隣接する地元農家の圃場を活用した農業体験と副産物の販売			
		触れる花壇づくりとハーブの苗の販売	通年	園芸療法的視点を取り入れた五感に訴える植物を直に触ったり、摘んだりできる花壇の設置および販売			
		落ち葉で遊ぼう	11月	こどもの広場、アスレチックパーク内で落ち葉の山を作り子どもたちの遊び場を設置			
		親と子の山村体験	9月(1泊2日)	芋ほり、稲刈り、キャンプファイヤーなどを	30名	135	
	3) 作品展示他	さつき・山野草展	6月	さつき・山野草愛好家の方々による展示			
		ミニ懸崖菊・門松・竹灯籠・竹花器の 販売 植物の販売	11～12月	間伐竹を加工し、自主事業や売店で販売 圃場で育てた花苗などの植物を販売し、緑化を推進			
		菊花展	10月～11月	菊愛好家、須知高校、蒲生野中学校の方々による各種菊や五重塔の展示			
	4) イベント	ファミフェス	5月、10月	ワークショップほか	1,000名		持込催事
		丹波ちびっこまつり	5月	ファミリー向けのお楽しみイベント	2,000名		
		(仮称) May フェス	5月	ワークショップほか	500名		持込催事
		ナイトマルシェ	8月	夜間開催の手づくり市など	300名		
		WAWAWA プロジェクト	9月	ワークショップほか	500名		持込催事
		森のバザール	9月、11月	おしゃれをキーワードにした手づくり市	1,000名		
		京丹波●食の祭典	10月	京丹波町の食に対するこだわりや誇りを持った出店者が、地元産品を使った料理や加工品などを販売おもてなしする	2,000名		
		丹波公園まつり	11月	ファミリー向けのお楽しみイベント	2,000名		
		冬季イルミネーション	12月	ナイトランタン	150名		

事業名		開催時期	内容	目標値 (単位：名)	目標値 (単位：千円)	備考欄		
		学生団体 L-ACT	通年	トランポリンほか	1200 名		持込催事	
		ドライブインシアター	1～3 月	自動車に乗ったままでの映画鑑賞	400 名			
		5) サポーター事業 公園サポーター 花木を育てる会との交流	毎月	・園内の樹木選定作業、イベント準備などを実施 ・栗の木と記念樹を定植 ・ランチ会、花木の手入れ				
	(三) 自然文化・スポーツ振興支援事業	1) 運動施設の公益目的貸与	各種運動施設の貸出	通年	・当法人の公益目的に合致した利用に対して運動施設を貸与			
		2) 宿泊施設運営	各種スポーツ団体、幼稚園・保育所 ・各種学校等の合宿の場として貸出	通年	・公園内にある様々なスポーツ施設を利用し、公園内の自然を存分に体験。トレーニング合宿では、スポーツ栄養の分野から選手を支える食事の提供を行い、トレーニング指導と共に栄養面でのサポートを実施	23,000 名		最大 240 名での運営中
		3) 施設運営	安心・安全な施設管理	通年	・常に利用者の目線に立った対応を心がけ、施設の点検、感染症予防策として設備や備品の消毒など感染症対策にも十分注意し、安心・安全な快適空間を利用者に提供			
収益事業	(一) 収1事業	1) 給食業務事業	宿泊利用者の食事提供 公園利用者の弁当販売	通年	・栄養バランスのとれた食事を競技や健康状態に留意しながら提供 ・園内を利用する来園者や本格的にスポーツに取り組む選手等に向けたオリジナル弁当の調製	51,300		
		2) レストラン・売店等業務事業	・レストラン営業 ・売店・特設売店営業 ・自動販売機の設置 ・キッチンカー委託 ・養蜂 ・バーベキュー営業 ・レストハウス（プール）営業	通年 4～11 月 7～8 月		5,200 9,720 2,240 720 3,870 3,460		

事業名		開催時期	内容	目標値 (単位：名)	目標値 (単位：千円)	備考欄	
	3) 請負業務事業	・京都府消防操法大会会場設営 ・京丹波●食の祭典会場設営 ・各スポーツ大会会場設営 など	通年	・主催者の要望に合わせ会場の設営		4,600	
（二） 収 入 事 業	1) プール管理運営		令和4年7月15日より8月31日 までの48日間	・波のプールを備えたファミリープールの管理 運営			
	2) パターゴルフ場 管理運営		通年	全18Hの天然芝コース（距離380m・パー72） のパターゴルフ場の管理運営。	4,000名	1,300	
	3) 施設貸与	テニスコート、体育館、宿泊ほか	通年	・当法人の公益目的に合致しないレジャーや観 光目的での利用を収益事業として行い、利用促 進を図ることで安定した経営基盤の推進に努め る。			
		デイキャンプ	通年	・初心者も安全・安心して家族でも楽しめるデイ キャンプエリア		371	・令和4年度6エリア増 設
		トレーニング棟一般利用	通年	・健康・体力維持増進を目的として地元地域の一 般住民にトレーニング機器の貸出	10,000名	3,000	

Ⅲ 管理運営における基本的な考え方

協力会は、公園を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って適切に実施します。

- (1) 公園は、府民のスポーツ振興、地域振興、健康・体力の向上及び文化活動の啓発・普及の拠点とした施設であるため、その設置目的の達成のため管理運営を行います。
- (2) 都市公園法、京都府立都市公園条例、公園条例施行規則等の関係法規の遵守し適切な管理を行ないます。
- (3) 特定の個人団体及びグループに対して、有利あるいは不利になるような取扱いをしません。
- (4) 効果的かつ効率的な管理運営を行い、経費の削減に努めます。
- (5) 利用者や地域住民の意見・要望を管理運営に反映させます。

1 管理運営体制

(1) 職員

公園の管理運営に係る業務の適切な遂行を行うため、管理責任者を明確にするとともに、そのために必要な職員を配置します。

総括管理責任者：事務局長

管理責任者：総務課長、業務課長、管理課長、トレーニングセンター長

(2) 有資格者の配置等

業務を実施するに当たり、法令の定めるところにより有資格者を配置します。

電気主任技術者、防火管理者、危険物取扱者、ボイラー取扱作業主任

浄化槽技術管理者、プール管理責任者・衛生管理者、建築物環境衛生管理技術者

2 業務基準

(1) 利用受付内容及び業務基準

① 案内業務

- ア 利用者から問い合わせがあった場合には、親切・丁寧な対応と適切な案内に努めます。
- イ 遠足や団体での入園に関する問い合わせに対して案内します。

② 来園者対応業務

- ア 施設・設備や遊具の使用方法等についての問い合わせに対して、親切・丁寧な対応に努め、説明不足によるトラブルや事故が発生することがないように適切に対応します。
- イ 救急措置について
応急措置判断と救急車要請等、適切な対応を行います。

③ 受付業務

- ア 手続きの電子化等の検討により、利用者の利便性向上に努めます。
- イ 施設の空き状況を Web にて公開します。
- ウ 空き施設の先着順受付に対して、原則として、使用承認書、利用料納入通知書を作成し、発送します。

④ 利用料金徴収業務

- ア 利用料金
 - (ア) 利用料金の収受に関し、キャッシュレス決済の取組を行います。
 - イ 有料試合による利用料収入について、精算及び徴収を適正に行います。

⑤ 公園内行為届け等の処理業務

- ア 公園内における催し物等の開催で、法、公園条例に基づき府の許可が必要な場合は、京都府南丹土木事務所長の許可を得るよう案内します。

⑥ 飲食提供、物品販売等

- ア 飲食施設又は販売施設の設置
利用者の利便性及びニーズに即応可能なサービスが提供できるように努めます。

(ア) 飲食施設

- a レストラン
- b 飲食物を取り扱うコーナー
- c 飲食物を取り扱う自動販売機

(イ) 物品販売施設

- a 物品を取り扱うコーナー
- b 物品を取り扱う自動販売機

3 管理業務

(1) 施設貸出

① 施設貸出・管理業務

ア 体育館、競技場、テニスコート、バレーボールコート、軟式野球場、球技場、京都トレーニングセンター等について、適時に点検を行い、行事や競技会に不具合が生じないように管理します。

イ プールについて、日常的に点検を行い、使用者の安全で安心な使用を第一に考え、快適空間作りを心掛けて運営します。

(ア) プールの営業と管理・運営を実施します。

(イ) 運営にあたっては、プール指導管理士、プール衛生管理者、救急法指導員等、プール運営に必要な人材を配置します。

ウ 使用者による施設の清掃・整備について指導を行いません。

② 自主事業（健康管理、体力増進、スポーツ等）の企画及び実施業務

ア 府民の健康管理、体力増進、スポーツ、文化等の振興を図るため、事業を企画し実施します。

イ 府民の健康管理、体力増進、スポーツ等の実技指導を行います。

ウ その他、施設を有効に活用するような事業を新規に企画・実施します。

エ 実施に当たっては、具体的な内容について事前に京都府と協議し承認を得ます。

オ スポーツ相談業務

利用者の健康・体力増進及びスポーツ技術の修得等のため、利用者ニーズの把握及び相談に対応します。

③ 備品（I種）・消耗品管理業務

備品・消耗品について、適切な状態に保持・管理します。

④ 宣伝、広報業務

ア 公園の効用を最大限に発揮するため、SNS等の媒体を通じて利用促進に努めます。

(ア) 公園利用等に関する広報

(イ) 公園の行事の広報

(ウ) その他公園に関する広報

イ 宣伝、広報媒体について

(ア) リーフレット、及び料金表の作成と配布を行います。

(イ) ホームページの作成と公開を行います。

(ウ) その他、公園の利用促進に有効な宣伝広報を行います。

⑤ 日常点検業務

ア 目視点検等により、運動施設の施設及び設備の日常点検を行い、行事・競技会

- の開催に支障を来さないよう、又は安全に利用できるように維持管理します。
- イ 公園遊具設備等については、利用者の安全を第一に日常点検等を行います。
 - ウ 放送設備、電光得点盤等は、いつでも使用できるよう定期点検と日常点検を行います。
- ⑥ 利用者の安全に係る業務
- ア ケガや事故等、緊急時においては関係機関への迅速な連絡と現場での応急手当に努め、関係機関との連携を行い利用者の安全を確保します。
 - イ 事故データの収集と分析により利用者の安全対策を講じます。
 - ウ セアカゴケグモ発生防除処理及び事後確認調査を行います。
 - エ 遊具の専門業者による定期点検を行います。

4 施設維持管理

(1) 施設維持管理

① 運動施設維持管理業務

各運動施設において、施設利用者が快適に利用できるよう、年間を通してメンテナンスを行います。

② 警備業務

園内の巡視及び監視、夜間警備、交通・駐車案内等を行い、火災・盗難の予防及び不法侵入などの不法行為を防止、来園者への案内、駐車場対応等の施設・来園者の安全確保やサービスの提供を図ります。

③ 清掃、ゴミ搬出処分業務

大会、行事等の開催に支障が生じないよう業務を行い、常に快適な環境を来園者に提供します。

④ 電気・機械等保全業務

ア 電気・空調給排水設備保守管理業務

電気主任技術者3種以上の免許を有した者が、施設の円滑な運営と安全の確保に努めます。

イ プール機械運転・水質管理・清掃業務

機械運転・水質管理・清掃業務を適正に行い、常に快適な環境を来園者に提供します。

ウ 建築物・設備等保守点検業務

建築物、設備等の点検を行い、常時適正な状態に保ちます。

⑤ 植物管理業務

園内の樹木や芝生の管理業務を適正に行い、常に快適な環境を来園者に提供します。

(2) 修繕業務

① 応急的な修繕

ア 公園内における施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などし、安全又は管理運営上、直ちに修繕を行う必要がある場合は、京都府に報告し、協議の上、早急に修繕方法の検討及び見積り作成等を行い、指定管理者は早急に修繕を実施します。

② 計画的な修繕

ア 公園内における施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などし、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、京都府が別途指示するときに必要修繕項目、修繕内容、修繕方法、必要金額、優先順位等を整理し、京都府に報告します。

5 緊急時の対応

(1) 事故等発生時の対応

公園内において事故等が発生した場合は、警察や消防に連絡するなど適切に対応し、京都府に対して報告します。

(2) 災害発生時における対応

丹波自然運動公園は、自衛隊集結地、緊急消防援助隊集結地、物資集積地、広域車中避難場所に指定されているため、災害等の発生時で防災施設として機能することになった場合は、指定管理者は京都府の指示に従い、適切な公園管理を行います。

6 環境対策等

(1) 省エネルギー対策

利用者への利便性に配慮しつつ、冷暖房等においてエネルギー使用の効率化（省エネ）に努めます。

また、運営管理上使用する文具や用紙等についても、可能な限り再生原料を使用した製品の使用に努めるなど、積極的な省資源化に努めます。

(2) 喫煙対策

公園内の建物内は原則として禁煙とし、必要に応じて分煙対策が施された喫煙コーナーを設置します。

令和4年度 主な新規事業（再掲）

- ・ノルディックウォーキング教室
- ・ウォーキングサッカー/ライフキネティック体験
- ・運動能力向上スクール
- ・触れる花壇づくりとハーブの苗の販売
- ・園地内の落ち葉で遊ぼう
- ・ミニ懸崖菊・門松・竹灯籠・竹花器の販売
- ・花木を育てる会との交流
- ・毎月園地内でのイベント開催（コラボイベント含む）
- ・園地内での養蜂